

スワップ取引保険手続細則

令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00004

沿革 令和 7 年 3 月 6 日 一部改正

スワップ取引保険約款（令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。

（内諾）

第 1 条 スワップ取引保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00071）によるものとする。

（申込み）

第 2 条 約款に基づくスワップ取引保険の申込みを行おうとする者は、原則として、スワップ取引成立日から 1 月以内に、別紙様式「スワップ取引保険申込書」及び第 2 項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。

2 第 1 項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第 2 号から第 5 号までに掲げる書類の提出は不要とする。

一 マスターアグリーメント及びコンファメーション

二 信用危険に係る申込みにあつては、スワップ取引の相手方の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類

三 被支配法人をスワップ取引の相手方とする保険契約にあつては、被保険者のスワップ取引の相手方に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類

四 関連貸付保険契約において、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00091）に規定するスクリーニングフォームの提出が求められる案件である場合は、当該スクリーニングフォーム

五 その他参考となるべき書類

3 約款第 24 条に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式「贈賄防止に係る誓約及び申告書」を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。

（重大な内容変更等）

第 3 条 被保険者は、約款第 21 条第 1 項の規定に基づき、デリバティブ契約に関し重大な内容変更等（別表 2 に掲げる「重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式「スワップ取引保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更等を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第 21 条第 6 項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式「スワップ取引保険変更承認申請書及び変更請求書」に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。

（保険契約の内容の変更）

第 4 条 保険契約者又は被保険者は、約款第 21 条第 10 項の規定に基づき、デリバティブ契約に関し内容変更等（重大な内容変更等を除く。）を行ったことにより、保険契約の内容の変更を請求するときは、スワップ取引に関して変更等を加えた日から 1 月以内に、

別紙様式「スワップ取引保険変更承認申請書」及び変更請求書を本店に提出するものとする。

（他の保険契約の通知）

第5条 保険契約者又は被保険者は、約款第11条の規定により他の保険契約がある旨を通知しようとするときは、別紙様式「スワップ取引保険における他の保険契約の通知書」を本店に提出するものとする。

（対象取引の追加の通知）

第6条 保険契約者又は被保険者は、スワップ取引が新たに成立した場合は、約款第13条第1項の規定に基づき、当該成立した日から1月以内に、別紙様式「スワップ取引保険における対象取引追加の通知書」を本店に提出するものとする。

（保険価額の変更の通知）

第7条 保険契約者又は被保険者は、約款第40条第1項の規定に基づき保険価額の変更を希望する場合は、保険契約締結日が属する月の毎年の応当月内かつ保険期間内に、最新の時価評価額に基づき、別紙様式「スワップ取引保険における保険価額の変更（増額・減額）通知書」及び日本貿易保険の指示により当該時価評価の額を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

（スワップ取引の終了の通知）

第8条 保険契約者又は被保険者は、約款第23条第1項の規定に基づき全てのスワップ取引が終了した旨を通知するときは、当該終了の日から1月以内に別紙様式「スワップ取引保険におけるスワップ取引終了通知書」を本店に提出するものとする。

（保険の目的の譲渡等に係る承認申請）

第9条 被保険者は、約款第37条第1項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式「スワップ取引保険保険目的等譲渡承認申請書」及びその事実を証する書類の写し並びに保険の目的の譲渡を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けた場合は、保険の目的の譲渡又は保険金請求権の譲渡の日から1月以内に、別紙様式「スワップ取引保険保険目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

（質権等設定の承諾申請等）

第10条 被保険者は、約款第39条第1項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、事前に別紙様式「スワップ取引保険質権等設定承諾申請書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式「スワップ取引保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）

第11条 被保険者は、約款第15条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式「スワップ取引保険事情発生通知書」を本店に提出するものとする。
この場合、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 関連貸付保険契約に従い、前項で定める通知と同内容の通知が本店に行われている場合であって、日本貿易保険が認めたときは、被保険者は、前項の通知を省略することができる。

（損失発生のお知らせ）

第12条 被保険者は、約款第16条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式「スワップ取引保険危険・損失発生通知書」を本店に提出するものとする。この場合、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（危険発生のお知らせ）

第13条 被保険者は、約款第16条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式「スワップ取引保険危険・損失発生通知書」を本店に提出するものとする。この場合、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）

第14条 約款第17条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式「スワップ取引保険損失防止軽減費用負担請求書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

（入金のお知らせ）

第15条 被保険者は、スワップ取引保険危険・損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第18条の規定に基づき、別紙様式「スワップ取引保険入金通知書」を本店に提出するものとする。この場合、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

（保険金受取人の指定等のお知らせ）

第16条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

2 被保険者は約款第27条第1項の規定に基づき保険受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式「スワップ取引保険保険金受取人指定等通知書」、当該指定等を証する書類の写し及びスワップ取引保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを本店に提出するものとする。

（保険金の請求期間に係る猶予期間の申請）

第17条 保険金請求人は、約款第28条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式「スワップ取引保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書」に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。この場合、日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。

（保険金の支払の請求）

第18条 保険金請求人は、約款第28条の規定に基づき、別紙様式「スワップ取引保険保険金請求書」に、別表5に定める書類を添付したものを本店に提出するものとする。

（最終支払期日前の請求）

第19条 被保険者は、約款第30条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式「スワップ取引保険損失発生確認申請書」及び約款第3条に規定する事由の発生により最終支払期日までに解約清算金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。

（回収義務の履行状況の報告）

第20条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告

するときは、保険証券ごとに別紙様式「回収義務履行状況報告書（従来制度）」及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 最終支払期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に別紙様式「回収義務履行状況報告書（従来制度）」を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式「回収義務履行状況報告書（従来制度）」を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、スワップ取引の相手方が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

（回収義務の終了認定）

第21条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式「回収義務終了認定申請書（従来制度）」に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、スワップ取引の相手方が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

（回収金の納付）

第22条 被保険者は、約款第34条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式「回収金通知書（従来制度）」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

（回収に要した費用の請求）

第23条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式「回収費用負担請求書（従来制度）」に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

（権利行使等の委任）

第24条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式「権利行使等委任状（従来制度）」及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式「権利行使等委任状（サービサー回収用・従来制度）」に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

（回収納付金の返還請求）

第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式「回収納付

金返還請求書（従来制度）」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

（その他の通知義務）

第26条 被保険者は、約款第22条第1項の規定に基づき別表4に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより本店に通知できるものとする。

2 以下に掲げる者は、約款第22条第1項及び第2項の通知又は提出を被保険者に代わり行うことができる。

一 関連貸付人

二 関連貸付人と協調して融資を行う者（当該融資について貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険が締結されている場合に限る。）

三 関連融資契約全体において関連貸付人以外の者が行う融資に係るスワップ取引を行う者（当該スワップ取引について約款に基づく他の保険契約が締結されている場合に限る。）

（様式及び提出書類に係る特例）

第27条 外国法人又は外国人が行うスワップ取引に係る保険契約のうち、日本貿易保険が認めた場合にあっては、第2条から第25条の規定にかかわらず、日本貿易保険の認めた様式及び提出書類による申込み、申請、請求、通知、報告、委任及び誓約を認めるものとする。

（電子情報処理組織を使用した申込等）

第28条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

附 則

この細則は、令和6年3月15日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1

提出先は、本店とする。

保険申込・保険事故等に係る提出書類	提出部数
スワップ取引保険申込書	1 (1)
贈賄防止に係る誓約及び申告書	1
スワップ取引保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
スワップ取引保険におけるスワップ取引終了通知書	1 (1)
スワップ取引保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
スワップ取引保険における対象取引追加の通知書	1 (1)
スワップ取引保険における保険価額の変更（増額・減額）通知書	1 (1)
スワップ取引保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
スワップ取引保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
スワップ取引保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
スワップ取引保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
スワップ取引保険事情発生通知書	1
スワップ取引保険危険・損失発生通知書	1 (1)
スワップ取引保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
スワップ取引保険入金通知書	1 (1)
スワップ取引保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
スワップ取引保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
スワップ取引保険保険金請求書	1 (1)
スワップ取引保険保険金請求経緯書	1 (1)
スワップ取引保険損失発生確認申請書	1 (1)

回収に係る提出書類	提出部数
回収義務履行状況報告書（従来制度）	1 (1)
回収義務終了認定申請書（従来制度）	1 (1)
回収金通知書（従来制度）	1 (1)
回収費用負担請求書（従来制度）	1 (1)
権利行使等委任状（従来制度）	1 (1)
権利行使等委任状（サービサー回収用・従来制度）	1 (1)
回収納付金返還請求書（従来制度）	1 (1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表 2

重大な内容変更等

- ① スワップ取引の相手方又は保証人の変更
- ② スワップ取引の相手方が所在する国又は保証人が所在する国の変更
- ③ スワップ取引の通貨の変更
- ④ スワップ取引において約定されている最終金利交換日の延長（ただし、スワップ取引の追加により生じる場合を除く。）
- ⑤ 上記①から④に掲げるもの以外のデリバティブ契約の変更（ただし、技術的な修正や内容の明確化等を目的とし、スワップ取引の内容に実質的な変更が生じないものを除く。以下⑥において同じ。）
- ⑥ スワップ取引に係る支払保証契約の変更
- ⑦ てん補対象期限前終了事由の発生に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions等）の行使又は放棄
- ⑧ 被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。）
- ⑨ その他特約に規定する事項

注 1：①～⑨にかかわらず、当該内容変更等が軽微であると日本貿易保険が判断した場合は、約款第21条第1項の規定に基づく通知は不要とする。

注 2：信用危険をてん補しない案件にあっては、⑤⑦及び⑧は重大な内容変更等に該当しない。

別表 3

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

- ① スワップ取引の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき解約清算金等の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第21条第1項に該当する場合を除く。）
- ② スワップ取引の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由
- ③ 上記①に掲げる信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由
- ④ スワップ取引に係るプロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題
- ⑤ その他特約に規定する事情

別表 4

その他の通知義務

- ① スワップ取引の相手方の設立根拠法、定款又は事業内容の変更
- ② 被保険者の意思によらない重大な内容変更等（別表 3 ①に該当する場合を除く。）
- ③ スワップ取引の相手方によるデリバティブ契約に規定される表明及び保証（Representations and Warranties）に係る規定の違反
- ④ スワップ取引の相手方によるデリバティブ契約に規定される誓約（Covenants）に係る規定の違反
- ⑤ てん補対象期限前終了事由
- ⑥ スワップ取引の相手方の経営支配関係の実質的な変化
- ⑦ その他特約に規定する事由

注 1：信用危険をてん補しない案件にあっては、②⑥及び⑦に掲げる事由をその他の通知の対象とする。

注 2：関連貸付保険契約において同様の手続きが行われた場合にあっては、約款第22条第1項の規定に基づく通知は不要とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合に限る。

別表 5 (第18条関係)

約款第 3 条のてん補危険の場合

提出書類	備考
1 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	被保険者が未決済額を表明した書類
4 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① スワップ取引の解約に伴い一括清算がなされた場合は、解約清算金についてスワップ取引の相手方が被保険者に対して負う債務又は有する債権の額を証する書類（及びてん補対象外デリバティブ取引が存在する場合は、当該取引の解約に伴う清算金についてスワップ取引の相手方が被保険者に対して負う債務又は有する債権の額を証する書類） ② 上記①に該当しない場合は、期間満了時未払金につき、スワップ取引の相手方が被保険者に対して負う債務又は有する債権の額を証する書類（及びてん補対象外デリバティブ取引が存在する場合は、対象期間中に到来する当該取引の各支払期日において、スワップ取引の相手方が被保険者に対して負う債務又は有する債権の額を証する書類） ③ 被保険者がスワップ取引の相手方に対し行った上記①又は②に係る金銭の請求書類、及び当該請求の額の内訳を確認できる書類 (2) 保険金請求までに入金（相殺の場合を含む。）がなされている場合、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）
5 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号又は第 7 号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第 3 条第 3 号に該当する事由のうち、スワップ取引の相手方の所在する国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、スワップ取引の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第 3 条第 8 号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第 3 条第 9 号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第 3 条第 10 号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

	(6) 約款第3条第11号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）
6 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① スワップ取引の相手方に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ デリバティブ契約上の債権保全に係る権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑦ スワップ取引の相手方について、破産手続等が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ⑧ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類
7 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) (1)において当該契約の変更や保険期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本
8 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
9 為替換算率を証する書類（任意）	外貨建てのスワップ取引の場合
10 保証状の写し	支払保証付き案件の場合
11 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一のスワップ取引について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な補償範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。